



# 奈良県公報



平城遷都  
1300年  
記念事業

## 目次

ページ

〇 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	一	〇 選挙者協議会の委員の委嘱（選挙管理委員会告示）	五
〇 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築課）	一	〇 選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部改正	七
〇 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定（障害福祉課）	三	〇 政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	八
〇 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	三	〇 政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	八
〇 大規模小売店舗の変更の届出に関する公告（金融・商業振興課）	三	〇 政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	八
〇 開発行為に関する工事の完了（建築課）	四	〇 政治資金規正法に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出のあった政治団体の名称等	九
〇 右同	五	〇 口頭による開示請求をすることができる個人情報	九

## 規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年六月十九日  
奈良県知事 荒井正吾

建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
奈良県規則第四号

建築基準法施行細則（昭和二十五年十一月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第一条の三の下に、「第二条の二」を加える。  
第二条を次のように改める。  
第三条 削除  
第三条の二から第三条の五までを削る。  
第十三条第一項中「住所」の下に「若しくは所在地」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 代理者に係る変更をした場合 当該代理者に委任することを証する書類  
二 設計者又は工事監理者に係る変更をした場合であつて、当該設計者又は工事監理者が一級建築士、二級建築士又は木造建築士であるとき 一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し  
第三号様式を次のように改める。

### 第3号様式（第13条関係）

建築基準法施行細則第13条の規定による  
名 義 変 更 届

建築士 住所 年月日  
氏名 氏名 氏名  
電話 電話 電話

1 【旧建築士】 住所・氏名 格 格 氏 氏 事務所 事務所 の所在地 の所在地	( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者	電話 ( )電話 ( )電話 ( )電話
2 【代 理 者】 格 格 氏 氏 事務所 事務所 の所在地 の所在地	( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者	電話 ( )電話 ( )電話 ( )電話
3 【設 計 者】 格 格 氏 氏 事務所 事務所 の所在地 の所在地	( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者	電話 ( )電話 ( )電話 ( )電話
4 【工 事 監 理 者】 格 格 氏 氏 事務所 事務所 の所在地 の所在地	( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者	電話 ( )電話 ( )電話 ( )電話
5 【工 事 施 工 者】 格 格 氏 氏 事務所 事務所 の所在地 の所在地	( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者 ( )建築士 ( )設計者	電話 ( )電話 ( )電話 ( )電話

（注）1 既述のある欄に印を付けてください。  
2 建築士の登録番号の欄には、新建築士が記入してください。

附 則  
この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年六月十九日  
奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号  
建築士法施行細則の一部を改正する規則

<p>建築士法施行細則(昭和二十六年一月奈良県規則第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条の見出しを「(死亡等の届出等)」に改め、同条第一項を次のように改める。</p> <p>第八条の規定による届出は、第二号様式の二による死亡等届出書に、免許証を添付して行うものとする。ただし、同条第一号又は第二号に該当する場合においては、免許証を添付することを要しない。</p> <p>第六条第三項を削り、同条第二項中「死亡し又は及び「死亡し又はを削り、「失踪宣告」を「失踪の宣告」に、「第二号様式の三」を「第二号様式の四」に、「届出書」を「失踪宣告届出書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>2 法第九条第一項第一号の規定による申請は、第三号様式の三による免許取消申請書に、免許証を添付して行うものとする。</p> <p>第六条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては、法第八条の二第三号に該当する場合に限る。)」とし、「よひ」を「よ」に改める。</p> <p>第七条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。</p> <p>第十五条の見出し中「措置」の下に「に関する報告書を加え、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「法第十三条の二第一項」に、「第一項」を「同条第一項」に、「次に」を「次に」に改め、同項を同条とする。</p> <p>第二十六条中「第二十三条の六」を「第二十三条の七」に、「よひ」を「よ」に改める。</p> <p>第二十七条の見出しを「(登録簿等の閲覧所)」に改め、同条中「第二十三条の八に規定する登録簿」を「第二十三条の九各号に掲げる書類(以下「登録簿等」といふ。)」に改める。</p> <p>第二十八条中「登録簿」を「登録簿等」に改める。</p> <p>第二十九条の見出しを「(閲覧の申込み)」に改め、同条中「登録簿」を「登録簿等」に改める。</p> <p>第三十条(見出しを含む)中「登録簿」を「登録簿等」に改める。</p> <p>「2 一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。」</p>	<p>第三号様式中</p> <p>取り消されたことあれば、その年月日</p> <p>3 禁錮以上の刑に處せられ、又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑に處せられたことありますか。あるときは、その罪及び刑</p> <p>「2 禁錮以上の刑に處せられたことありますか。あるときは、その罪及び刑</p> <p>あるときは、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日</p> <p>3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に處せられたことありますか。あるときは、その罪及び刑</p> <p>あるときは、その刑の執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日</p> <p>4 建築士法第九号又は第一〇条第一項の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことありますか。あるときは、その日</p> <p>5 建築士法第一〇条第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第九号第一項第一号の規定により一般建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことありますか。その業務の停止の処分を受けたことあるときは、その停止の期間</p>	<p>年月日</p> <p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 日かぞへ</p> <p>年月日</p> <p>ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/></p> <p>年月日から年月日まで</p> <p>第三号様式の四を添へ</p> <p>第三号様式の四を添へ</p> <p>第三号様式の三「死」と「失踪宣告」及び「失踪宣告を受けましたので」と「失踪の宣告を受けましたので」及び「第九号第一項」及び「第九号第二項」及び「第九号第三項」及び「第九号第四項」を「第九号第一項」及び「第九号第二項」に改め、同様式を第三号様式の三とし、第三号様式の三の様式を加へ</p>
--	--	---

第3号様式の2 (第6条関係)

二級 建築士死亡等届出書  
木造

下記の者について、建築士法(以下「法」という。)第8条の2の規定により関係書類を添えて届出ます。

年 月 日 住 所

届出義務者の氏名  
本人との捺印

奈良県知事 殿

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日
- 3 本 籍 地
- 4 登録番号
- 5 登録年月日

届出の理由	届出事由が生じた日
1 死亡 2 後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと(法第7条第2号)。 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過していないこと(法第7条第3号)。 4 法の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過していないこと(法第7条第4号)。	年 月 日

(注)該当する欄の数字を で囲んでください。

第八号様式中「第23条の6」や「第23条の7」に改定。  
第九号様式中「登録簿」や「登録簿等」に改定。

附 則

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類又は相談支援事業者の別	指定年月日
有限会社ケアサービス	奈良市東九条町七〇四一一	有限会社ケアサービス	奈良市東九条町三一一一九	行動援護	平成十九年六月一日
有限会社かわかみ		有限会社かわかみ	大和郡山市西田中町五六九一六	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年六月一日
有限会社かみ	大和郡山市馬司町三三二一七	ケアステーションくら	五條市新町三三一一二	就労継続支援(B型)	平成十九年六月一日
有限会社歩み	吉野郡下市町阿知賀二六九七一	ハートフルライフ歩み	吉野郡下市町阿知賀二四八	行動援護	平成十九年六月一日

社会福祉法人御杖村社会福祉協議会	宇陀郡御杖村菅野二五八一	社会福祉法人御杖村社会福祉協議会相談支援事業所	宇陀郡御杖村菅野二五八一	相談支援	平成十九年六月一日
八	四一八	日			

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人奈良D.A.I.S.Y.の会
- 三 代表者の氏名  
濱田 滋子
- 四 主たる事務所の所在地  
橿原市今井町一丁目三番九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、読みに困難がある人に対し、マルチメディア図書「D.A.I.S.Y.」の提供を核とする教育支援事業を行い、子どもの健全育成、ノーマライゼーションの推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し

その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べたる理由を記載した書面を添えて、平成十九年六月十九日から同年十月十九日までに奈良県商工労働部金融・商業振興課に到着するよう提出してください。

平成十九年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 三洋堂書店香芝店

所在地 香芝市別所二二二一他

二 変更のあつた事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ナカヌキヤ香芝店

(変更後) 三洋堂書店香芝店

大規模小売店舗を設置している者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 中川無線株式会社

代表取締役 深井 訓

大阪府吹田市津雲台七丁目二〇番三号ほか

(変更後) シグマ・ケイン株式会社

代表取締役 原根 俊二

東京都港区西新橋一丁目七番二号 虎ノ門セントラルビル七階

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(変更前) 中川無線株式会社

代表取締役 深井 訓

大阪府吹田市津雲台七丁目二〇番三号ほか

(変更後) 株式会社三洋堂書店

代表取締役 加藤 和裕

名古屋瑞穂区新開町一八番三号

三 届出年月日

平成十九年六月八日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

五 縦覧期間

平成十九年六月十九日から同年十月十九日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年三月二日第七八一八二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十二日第六七〇二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月十二日第四二〇二号

三 開発区域に含まれる地域

五條市野原中四丁目四七二番地ノ一、四七二番地ノ四、四七二番地ノ一、四七二番地ノ二及び四七五番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市野原西四丁目二五番地一七号

田中清嗣

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 五條市野原中四丁目四七二番地ノ二及び四七五番地の各一部

一 許可番号

平成十九年四月二十三日第七八一三七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十一日第六六九九号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市北花内四五番地ノ八、四六番地ノ一、四七番地ノ一及び四八番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北花内三八六番地

芳村幸一

一 許可番号

平成十九年五月九日第七八一三三三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十一日第六七〇二二号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字千代六〇三番地ノ一、六〇四番地ノ一、六〇五番地ノ一及び六〇六番地ノ七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市柳本町三〇七番地

谷口トレーディング株式会社 代表取締役 谷口信男

一 許可番号

平成十九年五月十日第七八一三〇七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十二日第六七〇三三三三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年六月十二日第四二〇三三三三号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字大福六九六番地ノ一、六九六番地ノ五、六九六番地ノ二九、六九六番地ノ三〇、六九九番地及び七〇〇番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大福七〇二番地

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福六九六番地ノ二九及び六九六番地ノ三〇

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福六九六番地ノ二九及び六九六番地ノ三〇

会の委員を委嘱したので、奈良県警察審議会議運営規則（平成13年4月奈良県公安委員会規則第6号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年6月19日

奈良県公安委員会

委員長 永田 正利

氏名	住 所
吉井 和子	奈良市奈良坂町1918番地の2
植田 敏	奈良市奈良坂町2103番地の1
植田 博文	奈良市三条大路2丁目3番25号
大西 順子	奈良市大安寺4丁目1番39号
阿嶋 肇	奈良市北平田町14番地の5
奥谷 滋	奈良市朱雀5丁目4番地の18
北畑 ヒロ美	奈良市神功4丁目13番地の7
河野 良文	奈良市大安寺2丁目18番1号
小船 武司	奈良市三条大路2番28号
坂内 武次	奈良市龍之辻町321番地
田中 喜隆	奈良市月ヶ瀬石打780番地の2
名 迫 卓	奈良市六条西6丁目8番11-6号
長谷川 肇信	奈良市高畑町1474番地
東 尾 善弘	奈良市衣田原町1124番地
樋口 順一	奈良市五条町5番地の9
火袋 弘子	奈良市大塚町270番地
藤澤 久男	奈良市下梨川町2156番地の1
廣田 康子	奈良市山町50番地
廣田 保典	奈良県磯城郡田原本町大字阪手138番地の11
中 馬 大	奈良県北葛城郡王寺町久原5丁目3番15号

奈良県奈良市警察審議会議委員 15名

氏名	住 所
尼 嶋 勝巳	奈良市西大寺東町2丁目2番14号
迫 山 重治	奈良市三維3丁目8番17号
大塚 順子	奈良市中町4945番地
奥谷 一博	奈良市法蓮町1338番地の2
坂上 厚彦	奈良市二名1丁目2428番地の1
下 櫻 圭子	奈良市西大寺野津町2丁目6番6号
松本 弘子	奈良市鹿見町1丁目15番地の3
南 千秋	奈良市北袋美ヶ丘2丁目5番3号
森内 敏美	奈良市学園新田町2930番地
森田 啓二	奈良市三維3丁目10番24号
吉本 賢男	奈良市中山西2丁目950番地の14
北野 定雄	奈良市大和郡山形朝日町3番31号
奥田 規	奈良県大和郡山形朝日町3番31号
松 下 遙	奈良県生駒市東生駒月見町207番地の360
松 下 遙	大阪府寝川市木田元町1丁目3番11号

奈良県生駒警察審議会議委員 11名

氏名	住 所
井 岡 奈子	奈良県生駒市小平尾町1058番地
上 田 宗平	奈良県生駒市豊分町868番地1
大 塚 瑛	奈良県生駒市北大和1丁目26番地14
小川 昌治	奈良県生駒市松美台145番地62
城 戸 建子	奈良県生駒市東生駒3丁目398番地52
出 垣 真智子	奈良県生駒市門前町17番43号
平 井 英子	奈良県生駒市鹿畑町1683番地
松 山 敏宏	奈良県生駒市藤井沢町15番10号
森 川 英樹	奈良市六条1丁目17番
若 森 秀樹	大阪府大塚狭山市菜葉木4丁目35番18号

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第66号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、警察審議議

一 許可番号  
平成十九年五月二十八日第八〇一二三号

二 検査済証番号

三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十一日第六七〇〇号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市尼辻中町一〇番二七号  
株式会社オール・エス 代表取締役 坂本玲二

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

一 許可番号  
平成十九年五月十一日奈士第七九一三三号

二 検査済証番号

三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年六月十一日奈士第二四四号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
天理市富堂町二一五番地ノ一  
天理市富堂町一八八番地ノ二  
村田寛

奈良県知事 荒井正吾

奈良県御山警察署協議会委員 9名

氏名	住 住	所
額 垣 一	奈良県大和郡山部町井町1110番地	
今 西 康 彰	奈良県大和郡山部町久田町583番地	
大 石 文 彦	奈良県大和郡山部町南藤治町26番地	
加 藤 克 紀	奈良県大和郡山部町高町41番地5	
田 北 雅 子	奈良県大和郡山部町藤町5番63号	
松 村 佳 子	奈良県大和郡山部町九条町247番地1	
八 重 勇 作	奈良県大和郡山部町小島町348番地3	
田 中 康 之	奈良県大和郡山部町西4丁目377番地の10	

奈良県西和警察署協議会委員 15名

氏名	住 住	所
川 口 彌 子	奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘3丁目11番17号	
橋 本 雅 至	奈良県生駒郡平群町吉新2丁目2番32号	
吉 川 善 一	奈良県生駒郡平群町吉新2丁目4番51号	
阿 島 潤 子	奈良県生駒郡三郷町信貴山東3番58号	
西 川 隆 南	奈良県生駒郡三郷町勢野西3丁目5番54号	
上 田 幸 民	奈良県生駒郡三郷町勢野西3丁目5番54号	
斎 藤 勉	奈良県生駒郡三郷町勢野西3丁目5番54号	
長谷川 弘	奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1787番地の50	
山 崎 眞 季	奈良県生駒郡安堵町大字西崎118番地	
浦 本 孝 至	奈良県北葛城郡上牧町大字中敷出作34番地	
蒲 池 捷 義	奈良県北葛城郡上牧町大字上敷2571番地の1	
中 山 利 治	奈良県北葛城郡河合町大字大輪田1733番地	
三 好 敏 且	奈良県北葛城郡河合町東和台1丁目6番18号	
岩 間 穂 一郎	大阪府羽曳野市羽曳が丘2丁目7番6号	

奈良県天理警察署協議会委員 9名

氏名	住 住	所
植 田 修 司	奈良県天理市松田町197番地	
越 原 美 津 枝	奈良県天理市西長瀬町308番地12	
坂 口 善 孝	奈良県天理市川原坂町191番地1	
中 西 敏 明	奈良県天理市福住町9168番地	
西 田 伊 太郎	奈良県天理市福住町877番地4	
藤 永 栄	奈良県天理市福住町449番地4	
吉 田 均	奈良県天理市櫻木町738番地2	
徳 谷 壽 明	奈良県上深川町465番地	
井 岡 滿 子	奈良県山辺郡山添村大字切鷹1007番地	

奈良県桜井警察署協議会委員 6名

氏名	住 住	所
足 立 紀 久 子	奈良県桜井市大字坂井539番地の1	
小 澤 等	奈良県桜井市大字町之宮228番地の26	
川 端 宣 位 子	奈良県桜井市大字三輪1188番地の5	
香 多 昭 實	奈良県桜井市大字初瀬776番地	
辻 本 惠 有	奈良県桜井市大字各455番地	
堀 田 一 郎	奈良県桜井市大字阿部719番地	

奈良県宇陀警察署協議会委員 7名

氏名	住 住	所
神 明 悦 子	奈良県宇陀市菟田東区東郷218番地	
浦 井 克 彦	奈良県宇陀市菟田区大野2251番地の3	
森 口 博 司	奈良県宇陀市下片岡02番地の1	
堀 田 光 子	奈良県宇陀市梅原区比布1197番地	
高 橋 雅 美	奈良県宇陀市伊波町761番地	
淺 井 眞 道	奈良県宇陀市御杖村大字菅野317番地	
淺 井 眞 道	奈良県宇陀市東吉野村大字小754番地	

奈良県田原警察署協議会委員 5名

氏名	住 住	所
吉 村 伸 泰	奈良県磯城郡三宅町大字楳原86番地の1	
宮 北 幸 枝	奈良県磯城郡三宅町大字伴庄587番地の4	
佐々木 智	奈良県磯城郡田原町584番地	
中 西 秀 和	奈良県磯城郡田原町164番地の1	
増 田 芳 子	奈良県磯城郡田原町大字八田120番地の1	

奈良県御原警察署協議会委員 14名

氏名	住 住	所
淺 田 義 幸	奈良県御原市中曾町123番地の25	
大 橋 知 代 子	奈良県御原市中曾町391番地の12	
香 多 善 孝	奈良県御原市御坊町8番地	
竹 田 裕 彦	奈良県御原市曾我町549番地	
千 原 豊 一	奈良県御原市豊田町126番地の98	
低 出 武 司	奈良県御原市御光町508番地の1	
中 井 博 教	奈良県御原市白鷹町1丁目23番24号	
榎 谷 佐 十 代	奈良県御原市東坊町281番地	
香 多 功 助	奈良県高市郡高取町大字藤原502番地1	
久 保 昌 代	奈良県高市郡高取町大字松山57番地の2	
松 山 肇	奈良県高市郡高取町大字松山57番地の2	
井 上 和 子	奈良県高市郡明日香村大字飛鳥379番地	
植 田 伸 剛	奈良県高市郡明日香村大字中田291番地の167	
植 田 全 彦	奈良県高市郡明日香村大字中田229番地	

奈良県高田警察署協議会委員 20名

氏名	住 住	所
川 本 正 彦	奈良県大和高田市曾大根296番地の1	
佐々木 央 子	奈良県大和高田市大字藪山69番地	
高 橋 幸 子	奈良県大和高田市大字地田557番地の2	
中 川 広 規	奈良県大和高田市内本町11番7号	
西 田 美 恵 子	奈良県大和高田市大字吉井347番地の2	
森 本 佳 秀	奈良県大和高田市東之宮町1番10号	
吉 村 雅 夫	奈良県大和高田市今里町12番3号	
今 西 弘 和	奈良県高市郡高取町大字12番5号	
下 村 敏 博	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
杉 田 明 弘	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
出 川 宏 子	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
寺 下 國 和	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
平 越 國 和	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
中 井 弘 美	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
布 庭 美 和	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
吉 川 信 也	奈良県高市郡高取町大字12番3号	
林 田 壽 昭	奈良県北葛城郡広陵町大字三好1662番地	
堀 本 順 嗣	奈良県北葛城郡広陵町大字三好1662番地	
大 磯 康 恵	奈良県桜井市栗原1005番地の2	

奈良県御所警察署協議会委員 5名

氏名	住 住	所
額 治 田 八 彦	奈良県御所市110番地の4	
川 田 眞 由 美	奈良県御所市大字古堂031番地	
北 村 章 人	奈良県御所市121番地の1	
山 下 い さ よ	奈良県御所市大字三宮110番地の1	
山 下 幸 則	奈良県御所市153番地の1	

奈良県五條警察署協議会委員 5名

氏名	住 住	所
井 本 善 昌	奈良県五條市田園5丁目11番地の7	
辻 田 郁 子	奈良県五條市本町3丁目5番11号	
中 西 好 久	奈良県五條市大塔町字井109番地	
丸 森 啓 司	奈良県五條市西吉野町御嶺400番地	
増 本 忠 司	奈良県吉野郡御所町大字北殿131番地	

奈良県吉野警察署協議会委員 5名

氏名	住 住	所
石 橋 敦 子	奈良県吉野郡吉野町大字宮後151番地	
南 達 人	奈良県吉野郡吉野町大字上市2294番地の14	
西 岡 道 則	奈良県吉野郡北山村大字池崎602番地2	
北 岡 弘 己	奈良県吉野郡上山村大字河合497番地の1	
高 員 忠 明	奈良県吉野郡上山村大字西河41番地	

奈良県中吉野警察署協議会委員 5名

氏名	住 住	所
西 浦 眞 美	奈良県吉野郡天理町大字下瀬325番地	
吉 本 博 幸	奈良県吉野郡下市町大字下市2957番地	
中 井 秀 幸	奈良県吉野郡御所町大字長瀬238番地	
青 木 雅 則	奈良県吉野郡天川村大字和川286番地	
木 村 雅 則	奈良市中登美ヶ丘2丁目1984番地の193	

奈良県十津川警察署協議会委員 5名

氏名	住 住	所
井 向 み 丘 子	奈良県吉野郡十津川村大字折立691番地	
梶 崎 ま さ 久	奈良県吉野郡十津川村大字小井212番地の2	
阿 野 勝 久	奈良県吉野郡十津川村大字平谷246番地の1	
千 葉 孝 行	奈良県吉野郡十津川村大字出谷359番地	
弓 場 耕 一 郎	奈良県吉野郡十津川村大字上野地255番地	

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第二十九号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月十九日

奈良県選挙管理委員会  
委員長 白井皓喜

別記様式第三十四号様式の二その二を次のように改める。

備考

平成 年 執行 何 選挙	参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 名 称 等 掲 示	（ふりがな） 参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 名 称	略 称	（ふりがな） 参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 名 称	（ふりがな） 参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 氏 名	当 選 人 と な る べ き 順 位
	何市（町）村（町）等 何市（町）村（町）等 何市（町）村（町）等					

一 この掲示は、投票所内の投票を記載する場所以外の選挙人の見やすい場所に、投票所内及び投票所外に、選挙人名簿記載者の氏名、略称、及び「参議院名簿届出政等」の名称とする。

二 選挙人名簿記載者の氏名、略称、及び「参議院名簿届出政等」の名称とする。

1184

別記様式第三十四号様式の二その三を次のように改める。

備考

平成 年 執行 何 選挙	参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 名 称 等 掲 示	（ふりがな） 参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 氏 名	略 称	（ふりがな） 参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 名 称	（ふりがな） 参 議 院 名 簿 届 出 政 党 等 の 氏 名
	何市（町）村（町）等 何市（町）村（町）等 何市（町）村（町）等				

「参議院名簿届出政等」の名称とする。

第三十四号様式の三

附則  
この規程は、公布の日から施行する。

奈良県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年六月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党の名称	支部の区域の単位	届出年月日
自由民主党奈良県同和会支部	南田収	仲本博文	大和郡山市井戸野町八一	自由民主党本部	一以上の市町村	平成十九年五月十七日

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
植田昌孝後援会	植田昌孝	植田早江子	磯城郡田原本町西竹田一四四	平成十九年五月九日
このなつ会	松井重憲	奥田久代	奈良市法華寺町五一五	平成十九年五月十五日

奈良県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、政治

団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年六月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党下北山村支部	主たる事務所 吉野郡下北山村上池原一六八	平成十九年五月十四日
代表者	山本敏	
異動後	主たる事務所 吉野郡下北山村下池原二九〇	
代表者	下垣本素男	
異動前		

(その他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
山口ひろし後援会	主たる事務所 奈良市朱雀六一七―三	平成十九年五月十八日
代表者	山口弘子	
異動後	主たる事務所 奈良市西大寺赤田町一七―一	
代表者	山西行造	
異動前		
代表者	小幡尚代	
代表者	藤原好雄	
代表者	藤原好雄	
代表者	藤原好雄	
代表者	藤原好雄	
代表者	藤原好雄	

研究会			月二十一日
藤本あきひろ後援会	会計責任者	藤本裕美子	
		南上敏明	
			平成十九年五月二十三日

奈良県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同法第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年六月十九日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
植田昌孝後援会	片岡幹雄	平成十九年五月七日
大宇陀区柿本よしや後援会	芳岡一夫	平成十九年五月二十日
橿原市柿本よしや後援会	森本俊一	平成十九年五月二十五日
御所市柿本よしや後援会	前川正	平成十九年五月二十日
下市町柿本よしや後援会	東奈良男	平成十九年五月二十三日
下北山村柿本よしや後援会	上平一郎	平成十九年五月二十一日
高木猛後援会	番場廣	平成十九年五月八日



高取町柿本よしや後援会	筒井良盛	平成十九年五月二十五日
田中あきお後援会	谷田勝弘	平成十八年十二月三十日
田原本町柿本よしや後援会	森見一	平成十九年五月二十一日
天理市柿本よしや後援会	南佳策	平成十九年五月二十八日
三宅町柿本よしや後援会	森田忠	平成十九年五月二十七日
八重桜の会	志野正記	平成十九年五月十二日
矢野友洋後援会	矢野友洋	平成十九年五月一日
吉野町柿本よしや後援会	福井良盟	平成十九年五月二十五日

奈良県選挙管理委員会告示第三十三号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による資金  
 管理団体でなくなった旨の届出があったので、同条第十九条の二第一項の規定により、  
 次のとおり告示する。  
 平成十九年六月十九日

奈良県選挙管理委員会  
 委員長 白井皓喜

矢野友洋 大和郡山形市 議会議員	矢野友洋後 援会	大和郡山形市矢田 山町三三一	矢野友洋 平成十九年五月 二十九日
------------------------	-------------	-------------------	-------------------------

雑報

奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)第二十四条第一項  
 の規定により口頭により開示請求することができる個人情報並びに当該個人情報の開示  
 請求をすることができる期間及び場所は次のとおりです。  
 平成十九年六月十九日

公立大学法人奈良県立医科大学  
 理事長 吉田 修

事務の名称	開示をする情報	期間	場所
奈良県立医科大学入 学者選抜(医学部医 学科)	第一段階選抜の受験者 に限り、総合得点、順 位(不合格者に係るも のに限る。)、第一次 学力試験の教科別得点 に限り、第二次学力 試験の個別学力 検査の教科別得点、小 論文得点及び面接得点	文部科学省が 定める大学入 学者選抜実施 要項において 定める入学者 選抜試験期日 終了の日の翌 日から起算し て二月間	奈良県立医科大学 学務課

奈良県立医科大学入 学者選抜(医学部看 護学科推薦選抜試験)	総合得点、小論文得点、 面接得点及び順位 位は、不合格者に係 るものに限る。)	総合得点、小論文得点、 面接得点及び順位 位の属する月の 翌月の一日か ら起算して二 月間	奈良県立医科大学 学務課
奈良県立医科大学入 学者選抜(医学部看 護学科第二次編入 学選抜試験)	総合得点、教科別得点、 小論文得点(小論文得 点は地域枠の受験者に 限る。)、面接得点及 び順位(順位は、不 合格者に係るものに限 る。)	文部科学省が 定める大学入 学者選抜実施 要項において 定める入学者 選抜試験期日 終了の日の翌 日から起算し て二月間	奈良県立医科大学 学務課
奈良県立医科大学大 学院入学者選抜	総合得点、教科別得点 及び順位(順位は、不 合格者に係るものに限 る。)	総合得点、教科別得点 及び順位の日 から起算して 一月間	奈良県立医科大学 学務課
公立大学法人奈良県 立医科大学職員採用 試験(看護師・助産 師に係るものを除く。)	総合得点及び順位	合格発表の日 (第一次試験 の合格者にあ つては、第二	奈良県立医科大学 学務課

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

公立大学法人奈良県立医科大学看護師・助産師採用試験	～
総合得点及び順位	
合格発表の日から起算して一月間	次試験の合格発表の日から起算して一月間
奈良県立医科大学総務課	

**発行**  
**奈良県**  
 奈良市登大路町三〇  
 電話 〇七四二一三二二〇(代)

**印刷**  
**株式会社春日**  
 奈良市三条栄町九一八  
 電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。